

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
36	障害者福祉事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

上野原市は、障害者福祉事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

上野原市長

公表日

令和8年1月19日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	障害者福祉事務
②事務の概要	<p>2012年に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(障害者総合支援法)が成立し、2013年4月から施行されたことで、障害者自立支援法は廃止され、障害者総合支援法が新たな障害者福祉の枠組みとして導入された。市町村は、障害者総合支援法の他にも、「身体障害者福祉法」、「知的障害者福祉法」、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」、「児童福祉法」、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法)などの関連法規に基づいて、障害者の生活支援や権利擁護に関する事務を包括的に実施する。</p> <p>障害者福祉に関する主な事務は、</p> <p>①身体障害者手帳</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体に一定以上の障害があると認められた住民に、身体障害者手帳を交付する。 ・手帳の交付申請を受領し、都道府県等への進達する。以下の申請、変更、届出も同様。 ・新規交付申請、再交付申請(紛失・破損、等級変更、障害部位追加等) ・記載事項変更(氏名・住所等) ・転出、返還届、死亡届 <p>②療育手帳</p> <ul style="list-style-type: none"> ・知的障害があると判定された住民に、療育手帳を交付する。 ・手帳の交付申請を受領し、都道府県等への進達する。以下の申請、変更、届出も同様。 ・新規交付申請、再交付申請(紛失・破損) ・記載事項変更(氏名・住所等) ・転出、返還届、死亡届など <p>③精神障害者保健福祉手帳</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一定程度の精神障害があると認定された住民に精神障害者保健福祉手帳を交付する。 ・手帳の交付申請を受領し、都道府県等への進達する。以下の申請、変更、届出も同様。 ・新規交付申請、再交付申請(紛失・破損) ・記載事項変更(氏名・住所等) ・転出、返還届、死亡届など <p>④障害児福祉手当</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重度の障害を持つ児童に対して障害児福祉手当を支給する。 ・認定請求を受領し、審査を実施する。以下の届出も同様。 ・変更届(氏名・住所・口座等の変更) ・資格喪失届 ・現況届 ・支払情報の確定 <p>⑤特別障害者手当</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重度の障害を持つ成人に対して特別障害者手当を支給する。 ・認定請求を受領し、審査を実施する。以下の届出も同様。 ・変更届(氏名・住所・口座等の変更) ・資格喪失届 ・現況届 ・支払情報の確定 <p>⑥経過的福祉手当</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定の条件を満たす障害者に対して経過的福祉手当を支給する。 ・認定請求を受領し、審査を実施する。以下の届出も同様。 ・変更届(氏名・住所・口座等の変更) ・資格喪失届 ・現況届 ・支払情報の確定 <p>⑦障害福祉サービス等(受給者管理)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害福祉サービスを受けるための手続き、受給者に関する管理を行う。 ・受給者の情報を管理することで、適切なサービスを提供する。 <p>⑧障害福祉サービス等(給付管理)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害福祉サービスの給付に関する管理を行う。 ・サービスの給付状況を管理し、適切な給付を行う。 <p>⑨自立支援医療(更生医療)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者が自立した生活を送るために必要な医療(更正医療)を提供する。 ・受給者証申請を受領し、都道府県等へ進達する。以下の申請、届出も同様。 ・変更申請(医療の具体的方針の変更・再認定・医療機関追加変更・負担上限額変更) ・返還届(死亡等) <p>同僚連又は市立基金からの請求書に基づき実施する</p>

<p>③システムの名称</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者福祉システム(基本セット内) ・宛名管理システム(基本セット内) ・団体内統合宛名システム(基本セット内) ・EUCシステム(基本セット内) ・地方公共団体情報連携中間サーバーシステム ・伝送通信ソフト(※) ・統合宛名管理システム(基本セット内) <p>※) 伝送通信ソフトは、国保連合会が障害者総合支援給付支払等システムにて使用するデータについて、電子メール方式で保険者(市区町村)と国保連合会との間で、データの送受信を行うシステムのこと。なお、市町村と国保連合会との通信環境は専用回線を使用している。</p>
<p>2. 特定個人情報ファイル名</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・障害者福祉関係ファイル ・住登外者宛名番号管理関係ファイル ・団体内統合宛名関係ファイル 	
<p>3. 個人番号の利用</p>	
<p>法令上の根拠</p>	<p>①行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)及び別表(第九条関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第9条(利用範囲) <p><別表(第九条関係)における利用範囲の根拠> 上欄(個人番号利用事務実施者)が「市町村長」の項のうち、下欄(法定事務)に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」、「身体障害者福祉法」、「知的障害者福祉法」、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」、「児童福祉法」が含まれる項 (9、21、51、117の項)</p>
<p>4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携</p>	
<p>①実施の有無</p>	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[実施する]</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
<p>②法令上の根拠</p>	<p>・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令」(利用特定個人情報省令)第2条の表</p> <p><利用特定個人情報省令第2条の表における情報提供の根拠></p> <ul style="list-style-type: none"> ・第三欄(情報提供者)が「市町村」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「障害者自立支援給付関係情報」が含まれる項など (11、15、20、37、42、75、125、144、155、161の項) <p><利用特定個人情報省令第2条の表における情報照会の根拠></p> <ul style="list-style-type: none"> ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」、「身体障害者福祉法」、「知的障害者福祉法」、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」、「児童福祉法」が含まれる項 (14、15、16、17、20、37、75、144、145、146の項) ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給の実施(160の項) <p><国保連合会で実施する障害者総合支援給付支払等に関する事務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者総合支援法第29条第7項、第96条の2 ・児童福祉法第21条の5の7第14項、第56条の5の2
<p>5. 評価実施機関における担当部署</p>	
<p>①部署</p>	<p>福祉課</p>
<p>②所属長の役職名</p>	<p>福祉課長</p>
<p>6. 他の評価実施機関</p>	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	上野原市 福祉課 〒409-0112 山梨県上野原市上野原3163番地 問い合わせ先電話番号 0554-62-4133
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	上野原市 福祉課 〒409-0112 山梨県上野原市上野原3163番地 問い合わせ先電話番号 0554-62-4133
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人未満(任意実施)] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年12月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年12月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[<input type="radio"/>]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[<input type="radio"/>]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

<p>当該対策は十分か【再掲】</p>	<p>[十分である]</p>	<p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
<p>判断の根拠</p>	<p>■上野原市における措置 ①物理的安全管理措置 ・外部進入防止: 監視カメラ ・入退館管理: ICカード認証 ・持込・持出防止: 持込・持出台帳管理 ②技術的安全管理措置 ・障害者福祉システムへのアクセス時における二要素認証 ・ウィルス対策ソフトウェアの導入 ・外部ネットワークと遮断された庁内ネットワーク ③移行作業時に関する措置 ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時、破棄方法を記録する。</p> <p>■中間サーバ・プラットフォームにおける措置 ①物理的安全管理措置 ・中間サーバ・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバ室への入室を厳重に管理する。 ・特定個人情報、サーバ室に設置された中間サーバのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 ②技術的安全管理措置 ・中間サーバ・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ・中間サーバ・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p> <p>■ガバメントクラウドにおける措置 ①物理的安全管理措置 ・ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバ等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ・事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。 ②技術的安全管理措置 ・国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ・地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用について【第2.1版】」(デジタル庁。以下「利用基準」という。))に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド</p>	

